第明三治種二郵十便五物年認三可月三十一日

官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務三〇六）　一
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同三〇七）　四

〔公告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録関係　三五
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告　三六

告示

○総務省告示第三百六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成二十七年九月二日　　総務大臣　山本　早苗

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　埼玉県さいたま市中央区新都心11－1　(162.50) (2)　埼玉県さいたま市北区日進町２－1864－10　(49.20)	北緯35度53分37秒東経139度37分55秒の地点と北緯35度55分45秒東経139度36分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　群馬県渋川市渋川1697－９　(250.70) (2)　群馬県渋川市北橘町真壁字上大林1117－２　(236.20)	北緯36度29分29秒東経139度00分14秒の地点と北緯36度28分14秒東経139度02分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　群馬県伊勢崎市中央町20－24　(111.00) (2)　群馬県みどり市笠懸町鹿4833－１　(153.90)	北緯36度19分07秒東経139度11分53秒の地点と北緯36度20分32秒東経139度13分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　群馬県沼田市材木町字滝棚1173－１　(471.50) (2)　群馬県利根郡昭和村大字森下字梅ヶ久保2809－１　(557.80)	北緯36度38分40秒東経139度02分54秒の地点と北緯36度36分49秒東経139度04分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　群馬県太田市内ケ島町字北田1059－１　(91.20) (2)　群馬県太田市新田大町622－２　(109.50)	北緯36度17分17秒東経139度23分26秒の地点と北緯36度19分20秒東経139度17分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　茨城県筑西市乙472－１　(99.90) (2)　茨城県桜川市岩瀬字長辺地2103－１　(134.60)	北緯36度18分43秒東経139度58分22秒の地点と北緯36度22分05秒東経140度07分17秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　東京都渋谷区千駄ヶ谷５－24－３　(226.20) (2)　東京都渋谷区大山町１－20　(56.60)	北緯35度41分04秒東経139度42分11秒の地点と北緯35度40分11秒東経139度40分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	(1)　東京都渋谷区千駄ヶ谷５－24－３　(226.20) (2)　東京都渋谷区元代々木町30－13　(63.80)	北緯35度41分04秒東経139度42分11秒の地点と北緯35度40分21秒東経139度41分20秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域